

く、更に、其の語義に至りては、十人十色にして、未だ「斯く々々のものなり」と、的確に説明したるものあらざるものゝ如し。思ふに「デモクラシイ」とは、元と政治的に於ける民主主義、即ち、民衆の意志利益を以て、本位となすを意味せるものなりしに、漸く其の内容を擴げて、今や、政治上に於けるのみならず、社會上、經濟上、人格上、將又、思想界にも此の主義を施し用ひんとするに至れり。即ち、政治上に於ては、民衆の意志、民衆の利益を主張し。社會上に於ては、平等を主張し、階級を斥け。經濟上に於ては、利益の均霑を要求し。思想上に於ては、意志の自由を欲し。人格上に於ては、双方の尊重を求むる如き是れなり。随つて、壓制とか、強制とか、又は、義務のみありて毫も權利なき謂ゆる偏務的服従とか、奴隸的從屬とか、利益の獨占とか、卑屈とか、汚辱とか、驅役とかは、「デモクラシイ」と相容れざる所なり。そもそも「デモクラシイ」主義は、畢竟政治上、社會上、經濟上、人格上に於ける從來の制度組織に對する反動と、一般社會の進歩及學問の普及に依りて、啓發せられたる

「我」といふものの、自覺とに依りて、誘發せられたる思想なれば、此の思想の發現は、自然の勢とも謂ふべく、隨つて、此の思想は、濫りに阻止すべきものにも、又、阻止し得べきものにも非ざるなり。されど、此の思想の發する所、動々もすれば、反抗とか、破壊とか、強制とか、暴舉とかの如き不穩當の言動に出で、之れに依りて、社會の安寧秩序を紊り、個人の幸福を奪ふ等、種々、國家の憂患を惹き起すこと少しあとせす。殷鑑乏しからず、露國が今日の如き混亂無政府の狀に陥れるも、亦、強大なりし獨逸が、今日の如き衰弱を來せるも、誤られたる「デモクラシイ」の禍なりと謂はざるべからず。故に「デモクラシイ」思想の發現は、自然の勢にして、而も、其の勢に委せざるべからずとするも、若し此の思想主義にして、前記の如く、國家の富強を妨げ、若しくは、社會の安寧秩序を紊り、或は、個人の幸福を傷くる如きことあらば、其の發現は斷じて之れを許すべきものにあらず。殊に我々が、祖先以來、守りに守り、堅めに堅めて、今日に至り、以て宇内に誇りとする世界無比の我が國體に對し、毫末たりとも、之を

汚さんとする如き傾向にてもあらんか、我が國民は、斷乎として之れを防禦し、且、其の萌芽だも芟除し盡して止まざるの覺悟を有せざる可らず。是に於てか、「デモクラシイ」思想の發現は、國體に對し、國家の富強に對し、社會の安寧秩序に對し、個人の幸福増進に對し、等しく有益たることに於てのみ許すべきのみ。隨つて、此の思想の發現には、必ず國體觀念と、奉公犠牲的精神と、正義の觀念との伴ふを要す。されば、政治上にあれ、經濟上にあれ、人格上にあれ、此の思想に依りて言論し、且、行為せんと欲するときは、奉公的犠牲的精神を規矩として是非を判じ、國體と、正義公道の觀念を準繩として可否を斷する所なかるべからず。斯くして、其の言論行爲が、國體の維持にも適ひ、奉公的獻身的精神にも適ひ、正義公道の觀念にも合し、又、社會公共の爲ともなり。而も、國家の富強に資し、社會の安寧秩序の維持に資し、兼ねて、個人の幸福増進の助けとなるに足るものなるに於て、始めて可なるのみ。

今、地方の實情に就いて觀るに、地主對小作人、富民對貧民、治者對被治者、資本

家對勞働者關係に於て、所謂「デモクラシイ」思想の湧然として發生せんとせるものあるを覺ゆ。而して此の思想主義の解決は、前記の規矩準繩を以て、其の正邪是非を判じ、之れに依りて進退を定むべきは固よりなるも、未だ之れのみを以て足れりとせず、更に、双方の了解に俟つ所あらざるべからず。他人に利益を許すも、他人の人格、權利、意思を尊重するも、双方の了解を俟ちて始めて全く得べし。されば「デモクラシイ」主義の實現を要求せんとするものは、先づ對手たる者の位置、境遇等を互に了解する所あるを要す。頗る卑近の例に似たるも、茲に一例を言はんに、今、街路に自働車を驅れる人あり。歩行せる人あり。荷馬車を牽ける人ありとせんか。現今の状を以てせば、自働車を驅る人は、荷馬車牽きの迷惑も、又、步行者の衣類を汚損するをも念はず、驚然是れ等の人々、時には電車をも追ひ退けて快走横行せんとし、之れに對する步行者、又は、荷馬車牽きは、何ぞ天下の街路を、彼等富者の獨占に委せんやとて、時には故意に其の路を妨ぐるものあり。斯くて其の結果は、時として衝突と

なり、時として怪我人を生ずる等の珍事を惹き起すことあり。是れ畢竟、相互に精神的了解なきに依るものと謂はざるべからず。是の時若し、自動車を驅る人は、他の迷惑を思ひて遠慮し、歩行者、又は荷馬車牽きも、等しく自動車の迷惑を思ひて、互に一步路を譲る如くするときは、街の秩序も能く保たれ、隨つて前記の如き衝突もなければ、怪我人もなく、双方とも平穏無事に通行することを得て、而も、相互の利益も之れに依りて生ず。是れ相互の了解に依るなり。若し資本家と労働者、治者と被治者、雇主と使用人、富者と貧者、強者と弱者、師と學生、父と子、夫と婦、舅姑と子婦等の間に於ても、亦、等しく相互に精神的に了解し、之れに依つて利益上、権利上、その他に於て、互に相讓り、相恕するときは、「デモクラシイ」主義も、何等の危險なく、憂患なく、衝突なく、混亂なく、平々坦々として、平穏場裡に民衆の意を満たし、民衆の利益を全うし、之れと共に、益々國家の富強を致すことを得べし。

近頃少年の讀物として、坊間に發賣せらるゝ各種の雑誌の中にも、亦、「デモクラシイ」とか、民本主義とかいふ文字の散見するもの少からず。而して其の記する所を見るに、「デモクラシイ」なる語の意義を誤れるのみならず、而も、何等必要なき所に、漫然と之れを筆にせる如きものあり。誠に不謹慎極まるものと謂ふべく、且、危險千萬なりと謂はざるべからず。中には、新奇を好み、博識を衒う爲めに、殊更に、斯かる語を口にし、筆にするかの如き嫌なきにしもあらず。其の心事誠に陋なりと謂ふべし。是に於てか、社會を棄し、國家を誤り、人を損するものは、「デモクラシイ」に非ずして、寧ろ之れを説き、之れを口にする人の、無定見、無思慮にありと謂はざる可らず。固より、進歩せる今日の思想を以て、舊來の諸般の制度、組織を見るときは、大に革新を要し、改善を施すべきもの少しとせず。故に革新すべきものは、宜しく革新し、改善すべきものは、速に改善して、常に人心の刷新と作興とを圖らざるべきからざるも、物には、次第あり、順序あり、又、諸般の事情あるを以て、苟くも國體にも關し、社會の秩序にも影響を及ぼす如き重大なる思想を表はす語に對しては、

宜しく國體なり、國狀なり、其の他、我が國の事情を十分に考慮して、然る後、果して其の事柄を我が國に採り用ふるの必要ありや、否やを嚴正に判断して、後ち之れを口にし筆にすべきなり。歐米に斯かる語、斯かる思想が行はれたりとて、直ちに之れを我が國に傳へんとする如きは、實に輕率の甚しきものと謂はざるべからず。明治維新以降の實情に就いて觀るも、我が國民の一大弊風は、歐米の事とし言へば、是もなく非もなく、利も害も顧みず、直ちに移して我が國に行はんとするの無定見、無思慮に在り。今後の我が國民たるものは、今少しく考へを深くして、何事にも、「我が國」と云ふ立場を失はざる様に爲さざるべからず。今日流行する「デモクラシイ」の如きも、亦、右の如き弊なしとせず。故に國民たるものは、最も慎重に考慮して、其の聲に和すべきか、和すべからざるかを決定するを要す。隨つて地方に於て、苟くも衆人の上に立ち、又は人心指導の任に當るものは、篤と此の點に留意し、誤れる「デモクラシイ」を排し、正しき「デモクラシイ」に進む様導く所あらざるべからず。

第二章 移民事業

我が國の耕地は、本論に於て述べし如く、現在に於ては固より、縦令、開墾干拓等に依りて、其の面積を擴張し、又は、内地移住の方法に依りて、其の廣狹を調和するも、到底充分に農家の労力を用ひ、且、其の腕を振はしむるに足るの面積を有せしむること難かるべく、而も、器械器具の改良、各種動力の應用等に依りて、勞力を省く結果、益々耕地に不足を來すこととなるべし。而して此の時に方り、農家の進むべき路、採るべき方針種々あるべしと雖も、用ひ處なき労力を用ひ、施す所なき腕を施すに足る土地を、海外に求めて之れに赴くも、亦一策なりとせざる可らず。是れ即ち移民事業なり。和歌山縣、又は、廣島縣等の如き、人口に比して耕地面積の狭き地方の人とか、進んで海外に出て、餘り長からざる歲月の下に、相當の富を作りて、自己の運命を開拓せるを見ると、縱令、移民に依りて、夫れだけ母國の人口を減じ、又

は、勞力を失ひ、爲めに、母國産業の發達上、多少の損失を來すことありとするも、農家將來の立場より考へて、移民も亦止むを得ざるものなりと謂はざるべからず。更に移民事業を國家の利害より考ふるに、右の如く產業上に於て失ふ所ありと雖も、若し其の労力を充分に用ひしむるに足るの事業なく、徒然に其の労力を消費せしむる如き場合には、國家は、移民事業に依りて利益する反つて少からざるが如き是れなり。即ち、前記二縣下の移民の如きは、啻に、其の成功に依りて、自己に幸せしのみならず、間接國家の富強に齎らす利益も、亦、決して少なからざるが如き是れなり。

凡そ國威の盛衰消長に反映する國力の強弱は、要するに國民の努力如何に依ること大なり。而して國民の努力に依りて爲されたる國威の强大は、忽ち之れを爲したる國民に還元して、其の幸福を増すこと大なり。近日、米國より歸朝せし某人の語る様、「歐洲戰爭以來、白人の我が國民を遇する頗る厚きを加へたり。其の一例としては、米國シャーツル市に於て、白人以外の人種に居住を許さざりし區域内にも、今や、我あるものほど著しからざるに依り、其の感じが薄きのみ。而して能く國威の强大を致すは、外交の力にも依らん、又、軍備の力にも依らん。されど、最も力の大なるものは、其の國の實力に在り。而して其の實力を養ふには、前にも述べし如く、國民の努力に俟つこと大なり。而して其の國力充實の上に、少からざる助けを與ふる移民事業の如きも、亦、國民の努力に俟つ所あらざるべからず。然らば、我が國民の努力奮起に依りて、移民に從はんとせば、其の地を何れに求むべきか。今各地方より齎す各種の情報に依るに、東洋及南米は固より、馬來半島及其の附近は、農業を以て、北米は、農業労働を以て、濠洲は、商業を以て、滿洲及西比利亞地方は、農業、商業及礦業を以て、各我が移民を招けるものゝ如し。斯くの如く、將來我が國民の移住すべき有

望の地少からざるが、中にも支那の如きは、勞働的移民といふよりも、寧ろ事業的移民を以て、最も有利有望なりと信ず。即ち、支那には、農業の如き原始産業の開拓の餘地頗る大なるのみならず、製造加工業に依りて、利を占め得べき原料の頗る豊富なるものあり。然るに、支那は、資本又は智識技術等に於て缺乏せる爲め、未だ其の富源を開拓利用するに至らず。是れ歐米諸國が、常に垂涎して指かざる所以なり。支那と我が國とは、其の位置に於て一葦帶水の狀に在り、又、文を同じくし、人種を等しくするを以て、他の異種異文、而も、遠隔の歐米諸國に比し、握手提携するに易く、隨て、其の富源と共に開拓するに容易なるものありと謂ふべし。我が國は、斯くの如き都合よき位置と資格とを有せるを以て、支那は、我が國にとり、事業上の移民地として、將來最も有望なるものゝ一として數へざる可らず。加之、支那は前にも記せし如く、各種原料品の產出盛んなれば、其の原料品を我に取りて、之れに加工し、其の製品を彼れに供給せば、此に我が國にとり一大市場を開拓することもなるべし。

支那に向つての事業的移民、又は、産業品の交換は、實に相互の經濟上に於て必要なのみならず、實に東洋平和の維持より觀るも大に必要なり。何となれば、若し我が國民の手に依りて、支那に於ける諸種の產業を開拓し、之れに依りて、支那國力の増大を助くるときは、東洋の安固一層強大となるべく、隨つて、東洋の平和益々確實に保障せらるゝこととなり、兩國の利益是れより大なるは莫かるべし。

右の如く、支那は固より、其の他、我が國の労力を要し、又、我が國民に依りて事業の開拓せらるゝを待ちつゝあるの地、世界到る所乏しからず。されど、若し其の方にして充分ならざるときは、たとひ、其の人を利し、國力の充實を助くる事業なりと雖も、到底所期の功を收むべからず。故に先づ其の方法を講ぜざるべからず。思ふに其の方法に二あり。一は、移民其の人に要する條件を備ふべきこと、二は、母國政府、及、資本家に依りて、移民を保護し、援助して、其の事業を完うせしむることはれなり。

移住者としては、先づ強壯なる身體と、進取的氣象と、不撓不屈の忍耐力とを有せざる可らず。其の他、移住地民の擴斥を受けざるに足る品位と、素養とを備へ、且、其の移民地の言語に通ずるを要し、更に一團を爲す移民に於ては、組織的秩序的訓練を経たるものたるを要す。

移民、殊に労働に從事する移民に於ては、強壯なる身體を必要とするは云ふ迄も無く、又、何れの事業に從ふにも、進取的氣象なく、不撓不屈の精神を缺ぐるあらんか、其の事業の成功と發展とは、終に望むべからず。別けて一身の運命を賭せる移民事業に於て、右の氣象と精神とを缺くときは、終に成功の期し難きや明らかなり。從來、佛國植民地が、常に不振の状態に在りしは、主として其の地に移住せる移民に、進取の氣象と、忍耐力とを缺きしに依れりといふ。されば移民に従はんとするものは、此の氣象と精神とを養ふを要す。

次に、移民者たるものが、移住地民の擴斥を受けざるに足る品位と、素養と、并に

其の土地の言語に通ずること必要なり。在米の一人言へり、「余の店にては、米人も使用し、英人も使用し、獨逸人も使用し、又、佛國人も使用したり。斯かる所へ、露西亞、支那、伊太利等の労働者來り、品物を購ふに當り、謂ゆる労働者根性を發揮して、品物の價を値切るや、一喝の下に之れを追ひ斥くるに、獨り我が同胞たる労働者、而も、醜穢なる身の裝ひをなしたる同胞が、入り來りて、同じく一錢二錢を値切るや、使外人は、目して狂人となし、余に之れを訴へ来るを常とす。是の時計りは、實に背に汗し、つくづく是れ等我が同胞の、品位の賤しきに嗟嘆の聲を發せざるを得ざると共に、外人の之れを排斥するも、強ち無理とのみ思はれざることあり」と。蓋し同胞なる我が移民が、斯くして同胞、并母國の名譽を毀くるに至るは、是れ等の人々が、嘗て品性の陶冶を受けざりしに依ると共に、是れ等の移民を統率して、訓練教化するもの無きに因るものなりと謂はざる可らず。臺灣土人の觀光團に、統率者の必要なる如く、我が移民に對しても、必ず適當なる指導統率者を設けざるべからず。而

して其の導く所は、單に品位品格のみならず、併せて、言語その他に於ても、移住地民をして、惡感を生せしむること無き様爲ばざる可らず。斯くの如くなる時は、移住者の利益となるは言ふ迄もなく、同胞母國に耻辱をも與へず、延いて移民排斥の聲も緩和し、移民事業上利益する所少からざるべし。

凡そ如何なる事業を爲すにも、秩序正しく、而も、組織的に行はるゝといふことは、其の事業の成功發達を期する上に於て、最も重要な一要件なりとす。我が海外移民が、事業上に於て不利を招き、失敗に終るものあるは、一は、是れ等の要件を缺けるに依るものなりと謂はざるべからず。されば、將來我が移民をして、一層成功せしめんとせば、適當なる指導者を置き、其の一團をして、事業上其の他に於て、秩序的組織的に活動せしむる様爲ざるべからず。

次に移民獎勵上、國家の與ふべき保護援助少からざるべしと雖も、就中大切なは、

移民をして、其の地に安んじて業に従ひ、且、其の生を樂しましむるに足る施設を爲

すに在り。例へば、移民地に於ける教育、衛生、金融、保險等の設備及機關を完備して、事業上に得し利益を全うせしめ、併せて利殖に便し、兼ねて其の生活に安んじ、且、樂ましむる如き是れなり。此に一つの注意を促すべきは、教育の事なり。移民地に於ては、前にも述べし如く、其の地の言語を始め、風俗人情に適せしむる様教育を施さざる可らずとは固よりなるも、尙ほ、母國國民教育を施すこと忘るべからず。今日移民成功策として、盛んに同化説を唱ふるものあり。固より其の地の風俗習慣に同化するは、移民を迎へたる國人の氣受けもよく、隨つて、移住者の利益ともなるべけれど、之が爲めに、精神迄も奪はれて、母國を忘るゝに至るは、母國の爲めに奸ましからぬ事なり。故に何時迄も、我が國固有の國民性を維持し、以て祖國を忘れしめざるの教育を施さざる可らず。

此の他、母國と移民地との間に、充分の連絡を取るの必要あるも、そは次章に於て述ぶることとす。

移民事業の發達を期する上に於て、各人の努力を要し、國家の保護を要するものゝ外、更に、資本家の後援補助に俟つもの少からず。勞働を目的とする移住に於ても、尙ほ相當の資本を要す。況して事業を試みんとするものに於ては、少からざる資本を要するや明らかなり。然るに資本なき爲めに、事業的移民は固より、勞働を目的とする移住をも果さざるもの少からず。資本家たるもの、是れ等に對して、宜しく資本上に於ける援助を與へて、自他の利益を擧ぐるに力めざるべからず。今日英國が、其の殖民地に於て成功せるものは、其の地に移住せるものゝ自己資本と、移住者を援けて投せし資本家の大なる資本とに依らざるはなし。今や我が國は、歐洲戰爭の爲め、工業上に於ける智識技術の上に大なる進歩を齎らし、又、經濟上に少からざる利益を收め得たり。而して此に得たる資本は、外に出でゝ、労力、及、工業上に得たる智識技術を施し用ふべき事業を助くるに足るべし。是れ資本家たるもののが、國家に對し社會に對する任務の一とす。斯くて移民事業も、一層發達して、其の利を收むること益々大となるべし。

古來我が國民は、頗る機敏、且、大膽なるを以て、移民としては、最も適當なる素質を有せるものといふべし。彼の歐米諸國の婦人が、種々の獎勵に接するも、尙ほ、移民に應ずるもの少きに反し、我が國の婦人は、獎勵せざるも、否な之れを禁止するも、双脚以て世界到る所に移住して平然たるものあり。又近時、地方青年が、進んで海外に出稼せんとするの希望を有するもの多きは、中には生活上の壓迫の爲め、餘儀なくせらるゝものなきにあらざらんも、一は、我が國民性の發露とも謂ふべく、其の人の運命の開拓策としても、又、國力充實の一助としても、共に喜ぶべきことゝ謂ふべし。而して之れに赴かんとするものは、國家及資本家の保護援助は暫く措き、移住者として備へざる可らざる要件素質は、必ず之れを備へんことを期する所あらざるべからず。

第三章 國家の發展と海上權

植民的集團移民の成功と否とは、其の母國に於ける貿易通商の盛否に比例すと云ふも不可なし。何となれば、其の母國の貿易通商にして盛大なるときは、經濟上、移民地と母國とを結び付くること愈々密にして、之れに依りて、移民地に於ける生産上、一層の利益と便利とを與へ、其の利便是、更に移民地の生産及經濟を促さしむることを得ればなり。而して通商貿易は、航海業の發展と相俟ちて、益々其の盛大を致すは言ふ迄もなく。又航海業の發展が、國富上に齎らす所の至大なるを證明せるものは、歐洲戰爭に方り、我が船舶業者が、忽に巨利を博し、之れに依つて國富に資せしこと多大なりし事實是れなり。

次に航海業と國防との關係に至りても、今次の歐洲戰爭に方り、一時勝敗の數の危ぶまれたる英國が、よく耐久し、終に最後の勝利を得るに至りしも、彼の國の航海業

の發達に伴ふ巨額の船舶の援けにありしことは、世人の等しく許す所にして、之れに依りても、其の關係の至大なるを知るべし。若しそれ、文運と航海との關係に至りては、古來既に說き盡せるを以て、此所に説くの要あらざるべし。かばかり國運の消長に、至大の關係を有する航海業も、我が國に於ては、久しく不振の狀態に在りしに、端なくも歐洲事變は、我が國を促して航海業を盛んならしめ、今や支那、印度、濠洲、其の他南洋方面は固より、歐洲及南北亞米利加等の諸海岸に至る迄、苟くも世界通商港の一として數へらるゝ程の地にして、我が船影を認めざる所なきに至れり。斯くて航海の擴張發展は、海上に於ける領土の擴張となり、國威の伸張となり、併せて國富の開拓となり、又、船舶及其の噸數の增加は、國防の擴張となりて、國民の齊しく意を強うするものあると共に、是れ等の開拓者に對しても、一片感謝の意を表する所なかる可からず。

右の如く、歐洲事變に依りて、一たび我が航海業上に一大發展を來せしも、若し今後一層の一大覺悟を以て、國民の之れに從ふ事なくんば、或は恐る、槿花一朝の榮に

終るなきを。戦後の經營として現はるゝ交戰各國の政策は、通商貿易の振興に依りて、戰爭の爲めに被ひる瘡痍を癒せんとするにあるや疑なき所とす。斯くて海上に於ける商權の争いや、蓋し戰前に比して更に激甚なるものあるべく、龍攘虎搏の狀、今より想ひ見るべきものあり。是の時に方り、我が國は、能く彼れ等に拮抗して、既得の航海権を維持するに止まらず、更に進んで、之れを擴張開拓せんとせば、航海上、造船上に於ける技術員、並、設備をして、一層卓越優秀なるものたらしめざるべからず。

惟ふに我が國民は、將來廣く世界の各地に於て、一大飛躍を試みざる可らざるが、其の地は、必ずしも陸上に限らず、進んで海上にも我が領土を擴め、此所に富源を求める、勢力を扶植し、以て我が國威を輝やかす所なかる可らず。而して海上に於ける事業は、一として壯舉快事ならざるなく、中にも、貿易を目的とする航海業の如きは、巨利の之れに伴ふものあれば、苟くも海國の快男子たるものは、運命開拓の爲め、將た、國家の爲め、之れに向つて突擊するの勇なかるべからず。我が有爲の青年たるもの、今より之れに赴くの準備と覺悟とを爲して可なり。

第四章 國民の典型たる青年

第一節 青年 の 任 務

青年は、青年として活動するの任務を有すると共に、將來、立派なる國民として、立つに足るべき素質を養ひ置くの責務を有す。而して此の任務と責務とを果すは、國家の爲めに獎むべきものたるのみならず、立身出世の端を此に發するものなれば、青年自ら之れを果さんとするの努力なるべからず。青年として活動するの範圍種々あるべしと雖も、蓋し、各自の自覺奮勵と、相互の砥礪とに依つて、地方自治の根柢ともなり、産業發達の基礎ともなり、又、經濟增進の原動力ともなるべき地方風紀の中心となりて、其の改善に向つて活動するが如きは、任務中の最大なるものなりと謂はざるべからず。是れ青年風紀の改善に依りて、地方一般の風紀改善せられ、之れが爲

めに、自治上、産業上、經濟上に於て、其の面目を一新せし事例に微して明らかになり。又、一家に就いて觀るも、父母にして、勤勉儉約なるも、子弟の懶惰遊蕩の爲めに、其の產を破るもの少からざるに、子弟にして、勤勉儉約なるも、父母の懶惰遊蕩の爲めに、其の產を倒せるもの稀なるが如きは、父母の言動が、子弟の心を動かすよりも、子弟の言動が、父母の心を動かす力の大なるを證するものにして、此の理は、青年の風紀と、地方の風紀との關係に於ても同じきことなり。善良なる青年の、地方に大切なるを知ると共に、青年の任務の大なるを知るべきなり。

第二節 青年は國民の典型

善良なる青年が、他日國民となりて、其の國家を負ふや、其の國家の富強も、亦、期して待つべきものあるべし。是れ製作せられたる物の良否が、典型的の良否に依ると同じ理なり。されば、他日の國民たる今の青年は、他日人の母たらん女子が、精神的

に於ても、肉體的に於ても、母なるの素質を有せざるべからざる如く、他日の國民としての素質を、充分に養ひ置く所あらざるべからず。思ふに、國家が國民に求むる所のものは、時と場合とに依りて、必ずしも一定せざるも、歸する所は、國家の富強を助け、國家の繁榮に資し、社會の安寧幸福を齎らさしめんとするに在り。是れ國家の政策施設が、主として教育の普及、產業の振興、經濟の發達、社會の改良等に在るに依りて知るべし。而して國家が、是れ等の目的を達せんには、單に國家の力のみにては未だ足れりとせず。必ずや、自覺せる國民の共鳴援助に俟つ所あらざるべからず。而して此の事たるや、忠良にして、且、有爲なる國民に於て、始めて之れを爲し得べきのみ。他日の忠良にして、且、有爲なる國民は、現代の青年に外ならず。若し現代の青年にして、將來此の重任を果さんとせば、其の素質の涵養習得に努力せざるべからず。

第三節 修養習得の必要

一 精神的方向の修養

精神的方面に於ける修養及訓練と、職業的方面に於ける智識技術の習得と、更に身體の強壯とは、青年としても、將來の國民としても、共に必要にして、是れ等の修養、訓練、習得、強壯は、發して青年の活動となり、積んで忠良有爲の國民の素質となるなり。

精神的方面の修養とは、人とし、國民とし、社會の一員とし、自治團體員とし、家族の一員とし、將又、個人とし、職業の人として、必要な品性と、德性とを涵養するに在り。而して之れを爲すには、軌範とすべき他人の言行に就いて學ぶべきこともあらん、又、先輩の教に依ることもある、されど、如何に貴ぶべき他人の言行たりとも、又、如何に重んすべき先輩の教へたりとも、之れを視、之れを聽く青年にして、一

點眞面目の精神なかりし時は、貴むべき言行も、重んずべき教へも、其の心に止まらずして、雲集霧散に終らんのみ。眞面目は、萬善の基にして、又、萬事成功の本なり。即ち、其の人にして眞面目ならんか、職業にも成效し、人にも信せられ、就く所、行ふ所悉く可ならざるなきなり。故に精神修養の第一は、眞面目なるに在り。近時地方青年の風紀漸く改善に赴き、又、質實勤勉の風に移りつゝあるは、青年の漸く眞面目になりつゝあるを示せるものと謂ふを得べく、洵に喜ぶべき現象と謂はざる可らず。而して斯かる現象を觀るに至りしは、一は、青年の自覺にも依るべけれど、補習教育も、亦、與りて力大なりと謂はざるべからず。故に補習教育は、將來一層盛んにするの必要あると共に、青年たるものも、進んで之れに就き、精神の修養に力むる所あらざるべからず。斯くて修養し得たる意思、徳性は、転がて職業的生活の基礎ともなりて、其の身を助くること蓋し大なるものあるべし。

今日、國家の爲めにも、青年の爲めにも、最も憂ふべく、悲むべき通弊と思はるゝ

は、餘りに物のは非利害を判別するの力に乏しく、且、之れを自制するの意志弱く、常に外物に誘惑せられて止まざるに在り。例へば、交通機關の發達と、印刷物の普及とに依りて、華美なる都會の生活、又は、一攫萬金の成功談の、一たび地方青年の眼前に展開せらるるや、直ちに其の目に於て眩し、其の心に於て惑ひ、終に何等の思慮もなく、判別もなく、直ちに之れに傍ひ、又は、之れを追ふて走らんとするものある如き是れなり。若しそれを傍ふものにして、己の產の之れに適するや否やを顧みず、又、之れを追ふて走るものにして、己の力を顧みることなきときは、終に產を破り身を亡ぼすに至るべし。是れ畢竟、精神修養の足らざる輩の爲す所なり。今日盛んに農村に輸入せらる都會の風俗、及、思潮の如きものにして、有害無益のものの頗る多し。斯かる有害なる風俗、又は、思潮に對しては、之れと戰ひ、以て其の侵入を防がざる可らず。而して之れを爲すは、謂ゆる精神の修養に俟つて、始めて爲し得べきのみ。茲に青年の指道上に關し、一言注意を促すべきものあり。そは、往々精神修養上の

指導の方法を誤りて、青年をして、無氣力に陥らしめんとするの弊あることは是れなり。將さに大に國家に爲すあらんとする青年にして、無氣力なるほど、國家の元氣を阻喪するものあらざるなり。某人言へり、「青年の志氣を視て、其の一國の振否を知る」と、宜なりと謂ふべし。國家活動の根軸は青年にあり。青年活動の原動力は、其の志氣にあり。青年の志氣は、常に旺盛なるを要す。斯くてこそ將來國家の大任を負ふに足るべけれ。青年指導の任に當るものにして、自己老成の境遇を本位とし、青年の横溢せんとする元氣を濫りに抑制せんとするものあり、大に慎まさる可らず。只、元氣の奔逸する所を察し、若し危きに陥らんとするものあるときは、轉じて之れを安全なる方に導き、以て其の元氣を利用すべきのみ。志氣の鼓吹は、青年にとりて最も必要なも。されど、志氣の旺盛と、粗暴とは、自ら別物なり。濫りに大言壯語を爲し、若くは粗暴なる行動を爲す如きは、寧ろ志氣の小なる人に於て之れを觀、志氣の大なる人に於て觀ざるなり。加之、無禮無作法は、社交上の容れざる所なれば、如何に農村青年に於て觀ざるなり。

年と雖も、人に交はり、人に接する場合に於て、如何なる言語動作が、禮儀作法に叶へるや否やは辨へざる可らず。

前にも述べし如く、人は各自の職業に屬す。されど、其の職業とは、必ずしも家傳的職業の謂にあらず。他日各自が從ふ所の總ての職業を謂ふなり。今や到る所青山在り矣て、將來青年の運命を開拓すべき地は、到る所に存せり。内地然り。海外然り。將又、海上然り。故に進取敢爲以て自己の欲する所に隨ひて、其の運命を開拓すべきなり。唯警戒すべきは、成功の夢想是れなり。成功を期して成功せるものは、所謂九牛の一毛に過ぎず。其の九牛の一毛たる成功者と雖も、幾多の犠牲を拂ひて、茲に至れると思はざるべからず。成功の秘訣は、自強息まさると着實業に服するとにあり。一攫千金の奇策としては、或は他に數ふべきものあらんも、確實にして、且、安全なる成功の途としては、右の外他に非ずと信ず。

二、職業的智識技術の習得

さて、職業の種類は、自己の欲する所、天稟の導く所に依りて選定するも、又は、一身一家の都合上、父祖の業に従ふとするも、苟くも、某の職業に従はんとするものは、他日職業に堪へ得るの素質を養ひ置かざる可らず。凡そ何種の職業たるを問はず、勤労の之れに伴はざるものなし。其の勤労に能く堪ふると否とは、主として身體の強弱に比例す。又、將來の職業の定まるものは、其の職業に關する智識技術を習得することの必要なるは云々迄もなし。而して是れ等の職業的素質を養はんとせば、須らく青年期に於て、實務に從事するを要す。模型による練習や、假定に依る計畫は、到底實際的の練習計畫に及ぶべくもあらず。是れ木馬に依る乗馬の練習や、模型軍艦による砲射の練習が、實地に當りて、往々其の功を爲さざるに依りて明かなり。されば、地方青年が、青年團てふ團體の下に、產業上、公共上、其の他のに關する事業に付き、自ら之れを計畫し、之れを經營し、且、之れを處理する如きは、之れより生ずる直接の利益は暫く措き、他日の職業に對する準備行爲、即ち、素質の養成訓練として最も

有効なる方法となざる可らず。地方青年たるもの、益々進んで、斯かる實際的實務的事業に從事する所なかる可らず。

三 共同生活的素質の養成

以上述べし精神的修養の必要も、職業的智識技術の習得の必要も、共に個人の利害を本位としての立場より說きしものなり。されど、人は、單獨生活を爲し得るものにあらず。必ずや、共同生活に依らざるべからず。隨つて、個人の利益幸福を思ふと共に、一家、團體、社會、國家、更に、人類一般の、共同の利益幸福を顧みざるべからず。是に於て、共同生活に要する素質を養ひ置くの要あり。而して共同生活に對し、最も必要なるは、奉公、犠牲、共同等の精神と、正義の觀念となり。凡そ國の爲めに盡すにも、社會の爲めに盡すにも、團體の爲めに盡すにも、一家の爲めに盡すにも、又は、人の爲めに盡すにも、右の精神と觀念との之に伴はざるときは、共同の利益幸福の増進は、容易に望むことを得ざるなり。されば、他日是れ等各團體の一員として、

其の生活を營まんとする青年は、最も手近なる町村の各種の事業に付き、常に右の精神と觀念とを以て、之れに當るの習性を馴致し置くを要す。

第四節 結論

要するに、青年は、現代に於ける一國の元氣であり、次代に於ける忠良なる國民なりとの、堅き信念と、大なる抱負と、篤き自信とを以て、其の身を處する所あらざるべからず。凡そ信念あり、抱負あり、且、自信ある青年を見る程、世に賴母しきもの復た非ざるなり。之れに反し、往々都會の地に於て、優柔隨弱、甚しきに至りては、脂粉をも施し兼ねまじき底の青年を見ることあり。其の心事の陋劣、精神の腐敗、實に唾棄するも尚ほ足らざるの感あり。斯かる青年にして、何とて堅き信念、大なる抱負、篤き自信を有するものあらん。斯かる青年の跡を絶たしむるも、亦、青年の任務の一なりと謂ふべし。

第五章 青年教育の方針

事に感じ、物に激し易きは青年の通有性なり。随つて、青年の目に觸れ、耳に響き、心に感する物にして、其の種類の多ければ多きほど、青年の心を動かすこと甚しと謂はざる可らず。是れ今日の青年の心理狀態が、如何にも浮き々々として、常に動搖して止まざる如き感あらしむる所以ならん。さればとて、青年の耳目を塞ぎ、心を奪ひ去ることも出來ぬなり。又、青年の心を動かし、彼れ等を惑はしむる所の事物の、襲來侵入を防止すべくもあらず。是に於てか、之れに處するの道は、只、青年をして、自ら誘惑的事物を斥けしむる様導き、且、訓練するにあるのみ。

凡そ事物に誘惑せらるゝは、其の物に對して、正しく其の物の正邪、利害を判断する力なきと、他に有益にして、而も、青年を喜ばしむるに足る物なきに因ること少からず。されば、青年を教育し、且、指導するの方針としては、第一には、外來の事物

に對して、能く其の是非利害を判断する力を與へ、第二には、非とし、有害と認めたるものと斥くるに足る強固なる意思を養成し、第三には、代るべき他の物を與ふるに在り。

第一に對する手段としては、先づ、自己を、十分に知らしむること必要なり。即ち、自己の力量、自己の身體、自己の境遇、自己の資産の如き、自己の所有物を始め、自己の家族上、社會上に於ける位置、義務、責任、及び國家に對する責務等、有ゆる方面より、十分に自己の位置を回顧せしむるにあり。地方青年にして、自己の身體の強弱如何を顧みず、濫りに苦學成效を夢想し、又、自己の一家に對する責任を顧みずして、輕々しく家を飛び出さんとし、又、自己の天稟力量を顧みずして、某の事業に就かんとする如き、若くは、自己の資產如何を顧みずして、他の富家の子弟に倣ふて、衣服過幅の美を爲すが如きは、其の禍根、多くは、充分に「自己」を回顧せざるにあるものゝ如し。故に、青年を指導教化するものは、常に青年をして、先づ自己を知り、之れ

に依りて、趨く可く、又、捨つ可き所を定めしむる様導く所あるを要す。されど、其の物の是非を判別するには、感情に打ち勝つに足る理性力に俟たざる可らず。思ふに、我が國民は、稍々もすれば、感情に走り、之れが爲めに理性を失ふこと少からず。されば理性力の養成は、啻に青年のみならず、國民一般に其の必要を認むるも、別けて意馬心猿の恐れる青年に對しては、一層理性力の養成に力むるの必要ありとす。事物を判断するに方り、悉く理性に訴ふるは、或は不可なるも、可成感情を避け、理性に依らしむる様指導し、且、之れに慣れしむる所あらざるべからず。

青年教育上、此に一言の加ふべきものあり。そは、今尚ほ我が國民道德の淵源を爲し、而も、青年の進退を決するに、至大の威力を有する「家」てふものに就いて、指導者が十分に意を注がざることは是れなり。「我が家」「誰の家」といふ「家」なる語が、今尚ほ、地方青年の思想上、徳性上に、強大なる力を有せるは、人々の知る所なり。青年指導者が、時に神社崇敬の精神の涵養に力めながら、「家てふ」觀念の助長利用に力

めざるものあるは、父を尊むべきを教へて、母を敬すべきを教へざるが如し。「家」といふ觀念は、國體の觀念と全く其の根柢を一にする。されば、「家」といふ觀念の養成は、青年訓練の上に於て必要なるのみならず、實に國體の維持上最も必要なりとす。

右の如く、青年を導きて、先づ自己を知らしめ、之れに依りて、事物の取る可きと、取る可らざると、從ふ可さと、從ふ可らざるとを判別するの標準と爲さしめ、且、其の判別を助くるに、利刀の如き理性力を以てし、斯くして判別したる上は、之れを決行するに足る鐵石の如き意志の存するを必要とす。是れ第二に、實踐窮行的の強大なる意志の養成を必要とする所以なり。而して意志の修練法として擧ぐべきもの多々あるも、最も一貫せる方法としては、中小學に於ける教育法を改めて、今一層秩序的規律的ならしむるに在り。今日の教育法は、自由に非ずして寧ろ放任の嫌あり。故に體操科は言ふ迄もなく、各科目的教授の際、斷えず秩序と規律とを以て、進退坐作せしめ、幼少の時代を通じて、秩序規律に慣れしむるときは、自ら習性となりて、内に強固なる意志を養成し得るに至るべし。

凡そ秩序と規律とは、如何なる生活に於ても必要なり。隨つて右の教育法は、一般國民の生活をして、秩序あり規律あるものたらしむるに於て大なる効果を齎らすものとす。

さて青年を導きて、外來の事物を斥けたるときは、之れに依りて、青年の心の裡に生じたる飢を愈やすに足るべき他の有益にして、且、心を喜ばしむるに足るもの、以てせざるべからず。青年は、其の胃に於て多量の食を求むる如く、其の心に於ても、亦、多くの事物を求めて止まざるものなり。故に若し、飢へたる心を癒やすべき何等かの糧を與ふることなくば、飢者に食を與へずして、其の身心を衰弱せしむる如く、活氣あるべき青年をして、竟に意氣沮喪、無氣力のものたらしむるに至るべし。近時青年を指導する人々の爲す所を觀るに、往々期かる過ちに陥れるものあり。從來農村青年の娛樂として、其の心を喜ばしめしものも、或は弊ありとし、或は害ありとして、之れを

奪ひ、又は、青年の進んで他の業に従事し、以て其の心に満足を求めるも、其の家、其の地方に不利なりとして、之れを阻止するものあり。是れ必ずしも咎むべきに非ず、時には是非とも斯くせざる可らざる必要もあらん。されど、其の娛樂を奪ひ、又は、轉業を禁するのみにて、他に青年の心を喜ばしめ、又、其の心を満足せしむるに足るものと與ふるに非ざれば、到底永く其の位置に青年を保たしむること難かるべし。其の結果は、青年を驅つて、面に聽き背に叛くの偽善となり、陽に從ひ陰に偽るの陰惡となり、反つて青年を損ふに至るべし。之れに反し、代へて與ふるに、青年の喜ぶべく、満足すべき他の有益なるものを以てするときは、他の禁止、若くは、抑止を待たずして、青年自ら之れに赴くに至るべし。

凡そ理性力あり、強固なる意志ある青年は、青年自身にとりて幸福なるのみならず、實に一家、一村、社會、國家の利益なり。されば、青年教育は、其の青年を有する一家の任にのみ委せず、否な一家のみにては、到底其の教育を全うし得べきものにあらず。

るを以て、國家は固より、其の青年の屬する公共團體、及一般社會も、等しく其の責に任じ、一定の方針の下に教育する所あらざる可らず。小學校時代には、能く師の命を奉せしものも、一たび去つて中學校に入れば、復た小學校時代の師を尊敬することを爲さず、却つて之れを冷笑する如きは、彼等に對し、家庭、學校、社會等が、相通じて師の尊むべく、長上の敬すべきを教へ、且、其の模範を示さざるに依るものなりと謂はざるべからず。叙上の青年教育に於ても、亦然り。將來に於て、良き青年を得んと欲せば、家庭も、自治團體も、社會も、國家も、相協力して、同一の方針、同一の模範に依りて指導教育する所あらざるべからず。

第六章 家族制度の華

第一節 緒言

父母を懷ふの孝子は、祖先を懷ひ、且、祖先を懷ひ、同時に、亦、其の子孫を思ふなり。是れ、其の家を思ふのに外ならざるなり。而して其の上み、祖先を懷ふは、報恩感謝の意を表する所以にして、其の下も、子孫を思ふは、其の家を永久に傳へんことを欲する所以なり。其の上みを思ひ、下もを思ひ、世界無比の我が國體を、實に我が國家族制度の神髓骨子とも云ふ可く、又、其の華とも云ふ可し。

凡そ其の家を思ふものにして、其の郷を思はざるものなく、其の郷を思ふものにして、其の國を思はざるものなく、其の國を思ふものにして、其の國を永久に傳へんことを思はざるものなかるべし。是れ、世界無比の我が國體を、天壤と共に無窮に傳ふ

るには、家族制度の精神の發揮に俟つ所大なりと稱する所以なり。古來我が國の教育は、家庭に於て施され、其の教育は、總て「家の爲め」といふ觀念を中心とし、基礎として施されたり。即ち、君に忠なるを教ふるにも、親に孝なるを教ふるにも、兄に悌なを教ふるにも、友に信なるを教ふるにも、博愛慈善を施すべきを教ふるにも、身を慎み行を正すべきを教ふるにも、業を勵み費を省き、以て産を治むべきを教ふるにも、悉く「家の爲め」といふ觀念に支配せられ、若くは、之れに基かざるものなきなり。隨つて、其の教へを受くる子弟も、夙に「家の爲め」といふ精神を以て其の心を固めらるゝに至る。而して「家の爲めといふ觀念の中には、自ら「君の爲め」といふことも含まれ、「君の爲め」は、即ち、國の爲めに外ならざるを以て「家の爲め」の觀念の下に養はれたる國民が、尊王愛國の精神に強く、又、其の國體を尊重維持せんとする念の熾んなることも明らかなるべし。况んや、我が建國の始に於て、皇室と我れ等臣民の祖先とは、畏くも一家たり、藩屏たり、又は、家人たるの關係を有するを以て、

「家の爲め」を思ふの心は、終に、「皇室の爲め」を思ふの心となるなり。是れ家族制度と、國體の尊重維持とは、其の形に於て二なるも、其の精神に於ては一なりと稱する所以なり。若し數千年來、家族制度の下に於て、自然に養はれたる此の基礎觀念に俟たずして、溢りに外來の思想に依りて、國體の維持、又は、國民道德の向上に力めんとするは、恰かも愛情なき父母の膝下に養育せし子女に對し、愛情深き子女たらんことを希ふに異ならず。勞して功少しと謂はざる可らず。

思ふに、人の此の世に處して行ふべき道は、擧げて數ふ可らざるものあるべし。而して、家族制度の下に於て、養はるゝ「家の爲め」といふ觀念は、前にも記せし如く、小は修身齊家の道より、大は愛國尊皇に至る迄、人とし、國民としての有らゆる行の基礎ともなり、衝動ともなりて、其の行を誘ふて善良に赴かしむるものなれば、此の觀念を基礎とする教育に依るときは、一層良き人格の人たらしめ、良き職業の人たらしめ、自治團體、社會、國家の良き一員たらしむるに足るべし。實に「家の爲め」といふ觀念は、

人とし、國民としての、百般の行為の原動力を爲すものと謂ふて可なり。

右の如く、家族制度の下に於て養はるゝ「家の爲め」といふ觀念は、發して尊王愛國の赤誠ともなり、國體維持の熱誠ともなり、又、善良にして有爲なる國民を作るの基礎ともなるなり。或人言へり、「國民の教育は、國民の腦裡に祖國の烙印を捺されたるものならざる可らず」と。蓋し何人と雖も、斯の言を疑ふものなかるべし。隨つて、國民教育は、右の「家の爲め」といふ觀念の培養所たる家族制度の力に俟つことの大なるをも知るべし。

斯くの如く、家族制度が、國民教育上偉大なる力を有するものあるに係らず、明治以降に於ける諸般の制度の變革と、外來の思想と、生活上に受くる經濟上の壓迫等とに依り、家族制度の形式、精神共に、年を追ふて破壊せられんとしつゝあるは、洵に遺憾の極なりと謂はざる可らず。固より家族制度の形態及精神中、近代の思想、就中自由の思想、又は、人格の尊重、及、近代の經濟組織等と相容れざるものあらん。例

へば、絶對無限なる家長權の如き、或は、多數家族員の同棲、又は、家族扶助の義務等より生する不經濟の如き、個人の發展上、國家の進運上、共に改廢すべきものあらんも、是れ等の事情の爲めに、家族制度其のものを擧げて非とするは、謂ゆる瑕を以て瑜を棄つるものと謂はざる可らず。思ふに、家族制度に依りて、涵養せらるゝ既述の徳性及精神の如きは、到底他の機關の企及し能ふ所に非ざるなり。故に若し、家族制度の形態なり、精神なりに於て、近代の社會組織、若くば、經濟組織と背反する如きものありとせば、宜しく之れを改廢して可なり。同時に、其の形態なり、精神なりに於て、採りて以て國民道徳の向上に資し、經濟の發達を助け、國家の伸展に裨益するものあらば、之れを保持し、之れを助長する所あらざる可らず。是れ本章を草する所以なり。尙ほ此に一言を附せんに、以下説かんとする所は、家族制度の起源にもあらず。本質にもあらず。要素にもあらず、將た又、其の變遷等に就き、學究的に論究せんとするにもあらず。只最も常識的に、家族制度の華を説き、以て我が家族制度中取るべき

精神と形態との維持に力めんとするものなり。

第二節 家族の構成

一家の戸主の上には父母あり。其の上には祖父母あり。斯くて上に々々と延長するときは、其の上端は謂ゆる先祖なり。又、戸主の下位には子あり、其の下には孫あり、順次、曾孫あり、玄孫あり。右の子以下其の系統の存する限り、之れを總稱して子孫と云ふ。又、戸主の傍らには、兄弟姉妹あり。戸主の父母の傍らには叔父母あり。其の下には從兄弟姉妹あり。又、兄弟姉妹の下には甥姪あり。斯くの如く、戸主を中心とする一團を總稱して族といふ。而して一家の内に同居する族の範圍、及び其の數の多少に依つて、大家族、小家族の區別を生ず。我が國の上世には、大家族多からしに、世を降るに隨ひ、大家族細分せられて漸次小家族となり、現今我が國に於ける普通の家族は、即ち、小家族にして、其の大なるものも、尙ほ、戸主夫妻を中心として、戸

主の父母、祖父母、及、長男夫婦、並に、孫位に過ぎず。時に戸主の弟妹あるも甚だ稀なりとす。本章述べんとする家族は、主として斯かる形態の下にあるものなり。我が國の家族には、父母、祖父母、子又は孫等の外、更に、毎戸必ず無形の同様者あり。即ち、神又は佛として祀られたる累代の祖先是れなり。而して此の死せる祖先に對して、生きたる家族各員の仕ふることに依りて、國民道徳の源ともなり、社會道德の基ともなり。又、經済能力の起因ともなるべき種々の徳性が涵養せらるゝものとす。

第三節 祖先崇拜と徳性

我が國民が、各其の祖先を崇拜するは、祖先に對する謝恩、尊敬、追慕等の念に發するものとす。而して人に謝恩の念あり、尊敬の心あるは、既に其の事のみにて最も尊むべきことなるに、更に此の謝恩、尊敬の精神に依りて、他の美はしき種々の徳性が、涵養し得らるゝことは、是れ祖先崇拜の一大持質なりと謂はざる可らず。凡そ、我が國の家庭にては、先祖の如何なる人なりしかを知ると知らざるとの別なく、子女の漸く物心の付く頃より、既に先祖の御蔭、先祖の御恩なる言葉を、父母、祖父母、其の他一家のものより聞かせらるゝと共に、其の靈前に頂禮せしめらるゝを普通とす。而して其の御蔭なるもの、又は、其の御恩なるものとしては、果して如何なるものなるかは、殆んど説明せらるゝことなく、時に説明せられるものとしては、僅に、今日此の世に生れ出で、息炎に暮して行くことの出来るは、是れ皆な、先祖の御恩なりといふ位のものに過ぎず。然るにも拘らず、尙ほ、先祖の御恩、先祖の御蔭なる語を聞くときは、幼な心にも、何となく先祖は有難きものなりとの心を生ずるなり。是れ先祖に對する謝恩の念の崩しなり。されば、謝恩の念は、理屈の外に、幼時より養はれたる一種の信仰心なりとも謂ふことを得べし。

斯くの如く、先祖の如何なる人なりしかを知らず、只生を此の世に享けたりといふ丈

けにても、先祖に對して謝恩の念を生ず。若しその家の先祖、又は、累代の中に於て、國史上は固より、たとひ郷土史上にも表はれたる程の人にてありしならば、其の美名を聞くと共に、已れ其の子孫に生を享けたるを喜び、更に、其の人を慕ひ、且、之れを敬ふの心を生ずるは、自然の情なり。斯くて謝恩の念に加ふるに、尊敬の念を生ずるに至る。

右の如く、たとひ其の名其の事蹟にして、他人の間に知られずとも、我が國の家には、必ずや家人間に於てのみ知られ、家人の追慕尊敬の的ともなり、又、子弟激励の材料ともなるべき偉人（一家にとりては）をば、累代中に有するものとす。斯くて其の子孫たるものは、等しく自ら其の人を尊敬し、且、其の行を追慕するの念を禁ずるを得ざるなり。

斯くの如くして、家族制度の下に養はれたる我が國民は、先づ先祖に對する謝恩の念を生じ、更に、尊敬追慕の念の之れに加はるありて、祖先崇拜の精神意々燃んとな

り、遂に其の祖と、美名とを有する家を、永久に傳へんことを欲するに至る。而して其の祖先の恩を謝し、累代の偉業功績を尊敬追慕する情は、やがて、我が皇室に對する謝恩、尊敬、追慕の念となりて發し、同時に、皇室の御繁榮を冀ふて止まざるに至るものとす。是れ「君主政治は、家族制度の發達せる國に非ざれば成立せず」との言ある所以なり。斯くて、祖先崇拜の念は、發して皇室の尊敬、國體の維持となり、小は日常百般の行為の導きとなること既に述べし所の如し。

第四節 祭祀と徳性

我が國に於て、行はるゝ祖先の祭祀には、種々の念の之れに伴ふものありとするも、其の主とする所は、謝恩、尊敬、追慕の念に在りと謂ふべく、隨つて、祭祀に於ける儀式は、是れ等の念を十分に現はすに足るべきものたらざるべからず。祭祀の本旨斯くの如しとすれば、祭祀毎に、報恩の意を新にすると共に、尊敬追慕の念を更に喚び

起し、之れに依りて、道德上、經濟上、其の他百般の行に付き、一層の努力と奮勵とを起さしむることとなるや明かなり。殊に祖先以下、祖父母、父母等の位牌、又は、墓牌に對する時、亡き人の親戚故舊等より、其の人の生前に於ける功業事蹟、若くは、逸話等に付きて聞かざるゝ程、其の子孫をして心を動かさしむるものなく、之れに依りて、其の子孫の受くる感化は、蓋し萬巻の倫理書を讀み、數萬言の訓誡談を聞くよりも、其の効果一層深刻なるものあるべく、之れ聽がて、奮勵厥起を促す一大動機となるなり。其の他、此の機會に於て、親戚故舊等の參會により、相互の親密を厚くし、又、物を貧困者に施しては、博愛慈仁の念を長せしむる等、此の儀式に依りて、涵養せらるゝ德性少しとせず。然るに、世には、祖先の祭祀に當りて、斯かる偉大なる感化力の涵養に努めずして、濫りに酒食を事とし、却つて其の德性を傷ぐる如きものあるは、嘆すべきの至りといふべし。

第五節 家名と徳性

祖先を尊み、祖先の恩を謝するといふ心あれば、自ら祖先より承け継げる家、即ち、家名を大切にせねばならぬといふ心を生ず。此の心は、家族制度の精神中、頗る重大なる意義を有する點なりとす。即ち、家名の爲めには、忍ぶ可らざる恥辱をも忍び、耐へ難きの苦しみにも耐へ、甚だしきに至りては、其の愛子を久離し、又、自ら手を下して、其子を殺害せし等の悲劇を演せしは、碑史に於て屢々見る所なり。是れ畢竟、家名を大切に思ふの餘り、其の家名を汚し、其の家名を損じ、或は、其の家名を断つことを恐れ、且、憂ひしに依るなり。隨つて、家族内に於ける家人が、互に相戒めて、能く其の行を慎む如きも、亦、家名を思ふの念より發せるもの多し。

凡そ家名を維持し、且、家名を發揚せんとせば、道徳的方面の働きのみにて全うしえべきにあらず。必ずや、經濟的働きも之れに伴はざる可らず。されば、一家族の人

やが、家名の維持と發揚とを思ひて、種々の行ひを慎むと共に、益々家業を勤み、荒怠を慎む如きも、亦、經濟上に於ける家名の維持と、發揚とを冀ふに因るものと謂はざる可らず。之れを或人に聞くに、近江商人が、諸國に行商して、能く成功せるは、商才にも長け、其の商才を施すに足る資本を有する等に因るは勿論なるも、尙ほ、彼等が、家を思ひ、之れを興さんとする念の厚きにも因るなりと。斯くて家名大切な精神は、經濟的働きの刺戟となるのみならず、亦能く、其の富を維持せしむるものなれば、世に親より譲り受けたる産を失ふものは、老父母在世の間に少くして、其の死したる後に於て多しと、是れ老父母ありて、恩威の下に、其の子の放肆を戒むる等、種々の事情にも依るべけれども、一は、老父母が、家名の失墜を慨き、其の維持を訴へて止まる爲め、良心の麻痺せる遊蕩兒も、尙ほ、家名といふ言に依りて、多少顧みる所あるに依るものならん。家名の維持、家名の發揚といふ精神を中心とし、之れより發する道徳的、經濟的行爲は、更に發して、萬國に比類なき我が國體の維持となり、且、

國威國力の發揚を期するの精神ともなるなり。

第六節 長子相續制と徳性

家族制度の下に於ては、長子が其の家名を承け繼ぐと共に、家督を相續するを通則とす。而して其の家名を繼承し、其の家督を相續したる長子、即ち、家長は、家名維持の重任と共に、家人を扶育するの責任義務を有す。斯くて、家長となりし本人は、家名の大切を思ひ、又、家人扶育の責務を思ひ、事毎に慎み、且、勤むは言ふ迄もなく、一族一家の者も、亦、家長を勤まし、之れを援けて、益々其の家名を揚げしめんとし、中にも家人たるものは、相互の生活の安定を望むの心より、家長を助け、各々其の家業に勤むのみならず、時としては、其の身を犠牲に供しても、家長の經濟を助くるものなり。斯くの如く、一族一家の者が、家名の代表者たる家長の下に、互に心を合せて、何事も「家の爲め」といふ心を以て働くを以て、其の家の經濟の發達を來

さしむること少しだとせず。然るに今や、昔時と經濟事情を異にするに至り、右の如く、家人一所に共力して、一家の富を作らんとするの特性淺く失はれんとせり。即ち、昔時に在りては、職業の種類多からず、而も、其の選擇自由ならず、又、移住の如きも、禁制に近き不自由の代なりしかば、家人生活の安危は、一に、家長の有せる財産に依りて支配せられしに、今や、職業の種類も多きを加へ、其の選擇も、移住も、亦、自由となりて、人は、自己の腕と力とに依りて、自由自在に產を興し、富を作り得らるゝこととなりしかば、家長の扶育、家長の財産に頼るの必要を減じ、之れに依つて、家長を中心とする精神的結合大に衰ふるに至れり。而して各人の力量、手腕に依りて產を作り、且、家長の財産に依頼することなきに至れるは、家長としては、家人扶育の重き責任を免れ、家人としては、其の家に縛ぱり付けらるゝの絆より脱して、各欲する所に向つて活動し得るを以て、家長家人双方の經濟の爲めにも、亦、延いては一國經濟の爲めにも利益なしとせず。随つて、家長權の衰ふるも止むを得ざるなり

とするも、之れが爲めに、家長に對する尊敬心迄も失ひ、同時に、家名如何をも顧みざる如きに至らんか、既に屢々述べし如く、我が國民道德の基礎を破壊し、延いては、愛國心に影響を及ぼし、時としては、身の不幸に陥る事なきを保する能はざるなり。たび出でゝ他に嫁し、歳を経ること四十年五十年なるも、尙ほ、其の生家を戀ひ慕ふは人の情なり。殊に一朝家を出でしも、事志と違ひ、不幸に遭ひて產を失ひ、其の生を自己の力に托すること能はざるとき、第一に其の身を寄せんと欲するは生家なり。斯かる際に於て、嘗て家を思はず、家長を思はざりし程の者なりしならんには、其の生家たりと雖も、如何で快く其の請ひを納ることを爲さん。近時に於ける經濟產業組織の趨勢は、一般の人、殊に、労働者的階級の生活をして、彌々不安ならしめんとせり。隨つて、救濟振恤の如き事業も、是れより益々滋からんとす。是の時に當り、家長たるもののが、相續せる家資を管理増殖し置きて、窮迫に陥れる一族又は家人を、救濟するの資に充つる如くせば、被救濟者の幸福は更なり、國家の利益も亦大なるも

のあるべし。今日迄我國に、大仕掛の救濟事業の起らざりしも、一は家族制度に依る家族扶助救濟の慣習の賜なりといふを得べし。故に家長權強弱の利害、又は、家族扶育の得失の如きは暫く措き、其の家を思ふと共に、其の家長に對する尊敬心の如きは、國家の爲め、自己の爲め、何處迄も涵養するの必要ありとす。

第七節 家族各員の任務と之れに依りて養はる ゝ徳性

以上述べし祖先崇拜の精神と、家名尊重の精神とは、家族制度に於ける二大精神とも稱すべきものにして、隨つて、家族制度の下に在る家庭に於ては、其の家族各員の精神上の働きも、肉體上の働きも、總て右の二大精神を中心として起るを常とす。即ち、一家に於ける父の任務も、母の任務も、又子女の任務も、此の二大精神に依りて發し、且、左右せらるゝものとす。固より人の精神的働きを爲し、又は、肉體的働

きを爲すに當りて、其の心中、祖先の觀念もなく、又、家名の觀念もなく、單に自分といふ觀念のみにて、充分に其の働きを爲し遂ぐるものあるも、若し、是れ等の人々にして、更に祖先を敬ひ、家名を重んずる精神の加はるものあるときは、其の働きをして、一層顯著ならしむるものあるは、第五章に述べし所に依りて明かなり。而して一家は、一小なる社會にして、又、一の小なる國家なり。されば、一家の人にして、能く任務を完うするものは、必ず社會の一員としても、國家の一員としても、其の任務を完うすることを得べし。是れ「公民を作るは、國家に非ずして家族なり」との言ある所以なり。されど、同じ一家の人たりとも、精神上統一する所の何物をも有せざる、謂ゆる精神上の寄り合世帯の如き家庭に於て、教育せられたるものと、家族制度の下に於て、訓練せられたるものとの間には、德性上非常の差違あるを認むべく、隨つて、他日公民として立つ場合にも、兩者の間に著しき懸隔のあるを發見することを得べし。是に於てか、我が家族制度は、立派なる公民を養成するに於て、最も重要な機關なりと謂ふ

べし。善良なる公民を得んと欲せば、宜しく家族制度の援けに頼る所なかるべからず。以下、家族制度の二大精神を中心とする家族各員の任務に就き、述ぶる所あらん。

一 父の任務

家庭に於ける父の任務として、最も重きを爲すものは、母の任務と相俟ちて、子女を完全に教育するにあり。完全なる教育とは、其の子女を教育して、道徳的にも、精神的にも、將た又、肉體的にも、等しく健全なる發達を遂げしめ、之れに依りて、子女成長の後、或は農となり、或は商となり、或は製造工業家となる等、如何なる職業に就くも、亦、如何なる位置境遇に置かるゝとも、其の位置なり、境遇なり、職業なりに適せざるなく、且、等しく成功し得るの素地を與ふるにあり。而して其の素地とは、獨立、自營、克己、勤勉、努力、忍耐、質素、剛毅、果斷等の如き、他日個人として世に處し、又、公共、公益、献身、博愛等の如き國家社會の一員として、其の本務を盡すに足る精神上の素質と、職に堪へ、業に從ふに足る強健なる體質と、加ふる

に、將來の職業に必要なる技術の習得是れなり。殊に腦の發育の劣りたる謂ゆる低能兒に對しては、其の子の將來の幸福を慮りて、之れに適當なる教育を施す所あるを要し、又、女兒に對しては、一層廣き心と、理義に敏き性とを養ひ、且、家事教育を施すを以て必要とす。而して是れ等の素地は、素より家庭教育のみにて與へ得べきものにあらず、必ずや、學校教育、其の他にも俟たざるべからざるも、最初に其の種子を蒔き、其の芽を發せしめ、而も、最も強き感化を與ふるものは、家庭なり。凡そ物の始めほど大切なものはなく、殊に教育に於て最も然るなり。子女の行ひの善惡、心の正邪の分るゝは、固より種々の原因あるも、子女教育の始たる家庭教育の如何に依ること頗る大なり。而して家庭教育は、多く知らしむるといふよりも、寧ろ、善美なる習性を養ふに在り。又、後ろより鞭を加ふるよりも、前に立ち、手綱を取りて導くに在り。而して善美なる習性の模範を示し、且、之れに導くものは、主として父母にあるは言ふ迄もなし。是に於てか、父母たるものは、先づ子女をして摸倣せしむるに足

る範を自ら備へ、之れに依りて、其の子女を導かざるべからず。母蟹が、其の子蟹に對し、横に這はずして正面に這ふべきを教へしに、子蟹は、母蟹に對し、其の手本を示すべきを以てせしに、母蟹之れを示す能はざりしかば、子蟹も終に正面に這ふことを能はざりしとの比喩は、自ら善良の模範を示さずして、溢りに其の子女に對して、善良の行を求むるもの成となすに足るべし。父として、誰れか其の子の將來を過り、若くは、公私事に害ある行を爲すを見て憂ひざるものあらん。若し之れを憂ひ、其の行を正さんとせば、自ら範を示して、之れを導くに若かず。是の點に於て、父たるものは、先づ自ら修養して人格の人たるを要し、更に、家業に精勵して、經濟上成功の人たるを要す。然るに、子女をして模倣せしむるに足る人格を有せず、又則るべき經濟的技倅を備へず、溢りに家長權を振り廻はして、家人子女を壓服屈從せしめんとするものあらば、是れ時代に伴ふて起れる思想上の變化を知らざるものにして、斯かる壓服屈從は、教育に依りて自覺せる子女に對しては、最早行はるべくもあらず。

却つて之れが爲めに、家人子弟の侮蔑と、離反とを招くに過ぎざるに至らん。而して能く家人を服せしめ、同時に、彼等をして進んで模倣せんとするの志を起さしむるものは、父たり家長たるもののが、自ら有する實力にあるのみ。實力とは他なし。前述べし人格と能力となり。故に人の父たり、一家の長たるものは、須らく此に鑑みて、人格の修養と、經濟上に於ける技倅の習得とに力むるを要す。斯くて行ひの上、又は、手腕の上に於て、子女をして模倣せしむるに足るの範を自ら示し、之れに依りて、子女を導くの外、更に、自ら進ひにも、又、子女を激励するにも、祖先の爲め、家名の爲めとの精神を以てするときは、其の行ふ所爲す所、自ら犠牲となり、献身的となりて、其の精神事業共に一層崇高のものたるべく、同時に、其の子女も、亦、自ら之れに感應して、一層精神的に努力奮勵するに至るべし。

二 母 の 任 務

母としては、父と相俟ちて、家庭に於ける子女教育の重大任務あるの外、妻として

の任務あり、又、主婦として家庭整理の任務ある等、家庭に於ける母の任務は、實に重且大なるものありと謂ふべし。而して良妻賢母とは、是れ等の任務を能く果すを云ふなり。子女教育の任を完うせんとせば、啻に生後に於て之れを爲すのみならず、未だ生れざるに先ち、即ち、胎内に宿れる間に於ても、之れを爲さざる可らず。胎内に宿れる間に於て爲す教育を胎教といふ。生れたる子女の性僻は、父母の性僻と、生後に於ける教育の感化によるること勿論なるも、同時に、胎内に宿れる間に於て、受けし影響に因ること少からざるは、多くの實驗に於て明かなり。古人が胎教を忽にすべからざるを戒めしも、まことに理ありと謂ふ可きなり。其の子の胎内に宿れるとき、其の母にして、苟くも不正を思ひ、浮華を慕ひ、或は喜、怒、哀、樂、情、惡等の情に激することあるときは、生れたる子も、亦、斯かる性僻を有するを免れず。實に胎教は、最も慎むべく、恐るべきものと謂ふて可なり。

母にして、子女教育の任を完うせんとせば、教育上に關する智識を有せざる可らず。

而して是れ等の智識を得るの方法數多あるべけれど、地方に於て、最も有効なるものの一は、衛生上に關する講話の開催とす。されば、此の種の講話等あるときは、家の後にして差支なきものは、之れを措きて出席し、以て幼兒教育の助けとし、且、一家衛生の助けとなすを怠るべからず。世に教育上衛生上の心得智識なき爲め、其の子をして不具たらしめ、又は、羸弱夭死に至らしむことあるは屢々見る所なり。惜みても尙ほ餘りありと謂ふべし。

茲に子女の教育と、祖父母との關係につき一言の要すべきものあり。世には、祖父母の孫に對する慈愛を視て、謂ゆる舐犢の愛と貶するものあり。時としては、或は左様なる弊もある。されど、眼に入るも染まさる程の可愛き孫に對する至愛の情は、之れに觸れたる子女の情を動かすとも、亦、一層強烈にして、隨つて祖父母の慈愛は、實に子女生長の後に於ける愛情の源泉を爲すものと謂ふを得べし。子女が母の腕に抱かれんことを欲して來るとき、家業に忙殺されて一寸の暇もなき母は、素氣な

く幼兒の乞ひを斥くるとき、其の有様を見て、忍ぶに堪へざる祖父母が、之れを引き取りて其の幼兒を嫌し宥むるとき、其の幼兒の小さき胸に湧き来る温き情は、撫がて世の不幸者、又は、弱者に對する愛憐同情の念となるなり。されば、多くの子女に就いて觀るに、祖父母の慈愛の許に生長せしものは、然らざるものに比し、概して愛情の念に厚きものゝ如し。又、祖父母至愛の情より發する訓諭戒告は、時に父母の感化より一層大なるものあるを觀るなり。加ふるに、被育上經驗に富める祖父母が、若き夫婦に助言して、被育を完からしむると共に、育児上に於ける煩勞の大部分を分擔し、若き夫婦をして、安んじて家業に一層専念ならしむることを得、之れが爲め、一家の經濟を助くること少からざるなり。而して祖父母同居のことは、家族制度の下における家庭に於て、一層容易なるものあり。

次に一家經濟の消長は、家政整理の任に當る主婦の手腕如何に因ること大なるものあるは、言ふ迄もなき事なり。凡そ經濟の道は、收入を最大にして、支出を最少にす

るに在り。一家に於ける主婦の掌る經濟の方面は、主として支出に在り。故に一家の經濟上主婦の力むべきは、支出をして最少ならしむに在り。隨つて主婦たるものは、常に諸事約かにして、何處迄も支出の最少を圖るを旨とせざるべからず。さりとて其の支出節約の爲め、收入に減少を來すが如きことありては不可なり。例へば、極端なる食物儉約の爲め、終に家人の營養不良を來し、活動をして充分ならしむる能はざるが如き是れなり。此の他、一家は、必ずしも家人の爲めにのみに存在するものにあらず、社會の爲めにも存在するものなれば、其の爲めに出すべきは出し、恵むべきは恵み、施すべきは施す所あらざる可らず。斯くて其の支出をして、收入と均衡を保たしめんとせば、主婦たるものも、亦、收入の狀態に就いて知る所あるを要す。然るに地方農家に於て、其の收入の狀態を審かにせる主婦を見ること少きは、農家經濟上的一大缺陷と謂はざる可らず。其の收入を審にせざる爲め、動もすれば、極端なる吝嗇となり、然らざれば、放漫なる支出となるなり。將來農家の主婦たるもの、茲に留意する所

なかるべからず。斯くの如くして、主婦たるもののが、一家の經濟に巧みなるときは、其の利益は、啻に一家の經濟を助くるに止まらず、其の子女、就中、女子將來の幸福を齎す上に於て大なるものあり。近頃の女子にして、往々人に嫁ぐを厭いて、爲めに一家及其の身の不幸を來すこと少からず。而して其の嫁ぐを忌むの原因の一は、家事を厭ふに在りといふ。故に若し、其の母にして、其の子たる女子の將來の幸福を思ひ、又、一家の幸福を思はば、其の女子を導きて、家事經濟に慣れしむる所あらざるべからず。而して其れを爲すには、主婦自ら心して家事經濟に通ずる處あるを要す。

一家に於ける母とし、主婦としての任務右の如し。而して若し此の母たり主婦たるものにして、只、現在に於ける家族の安寧幸福を念ふの外、更に祖先を思ひ、家名を思ふの心あらば、胎教に於ても、裸育に於ても、將だ又、家事經濟に於ても、一層精神的となり、献身的となり、犠牲的となり、隨つて是れ等の任務を果す上に於て、其の効果の見るべきもの一層多大なるべし。之れを胎教並に育児に就いて觀るも、只、子

の可愛といふ自然の人情の外、祖先の血を分けたるもの、我が子にして我が專有に非ず、祖先の分身なり、家の子なりといふ觀念の加ふるものあるときは、一層胎教を慎み、育児を慎むに至るべく、更に、其の經濟方面に於ても、家名發揚の觀念を以て結び付くるときは、一層經濟的努力を致すや自然の情なりとす。

右の如く、家庭に於ける母の任務をして、常に祖先及家名と結合せしむるときは、茲に自ら佛を拜し神に禮するの心を生ず。凡そ老いたると若きとを問はず、朝夕神佛に禮拜をするものは、必ずや、心に一家の安穩恙なきを謝し、併せて、將來の幸福を祈るべく、其の心は、發して身の慎みとなり、子女の裸育に對する慎重となり、家事經濟に對する細心となり、其の他、此の爲めに養はるゝ德性少しとせず。都會地に於ける謂ゆる新しき家庭に於て、神佛の禮拜に依りて養はるゝ德性を見ること少きは、彼等の家庭に於て、靈牌を備ふるもの少く、隨つて、之れが禮拜の作法を知るもの稀なる

に由るものと謂ふべし。而して子女をして、神佛に禮拜せしむるの習慣を養ふは、母の禮拜に徴はしむるを以て最も有効なりとす。宗教心に薄き我が國に於て、尙ほ、冥罰を恐れ、行を慎むものあるは、家族制度に依りて維持せらるゝ神佛禮拜の惰力に依るものと謂ふも可なり。

三 夫婦相互の任務

夫は、妻の任務の廣く、且、多きに同情して之れを愛し、妻は、夫の任務の重くして、且、大なる同情して之れを愛し、斯くして、始めて夫婦和合し、謂ゆる琴瑟も苟ならざるに至るべく、一家の和合是れより全きを得べし。而して夫婦の和合を被るものは、主として右の同情を缺くにあるものゝ如し。思ふに、同情は双方の境遇位置等を理解するに依りて、始めて發するものとす。即ち、夫にして、妻の境遇位置を理解することの深さに隨つて、妻に對する同情の念愈々厚きを増し、是れによりて妻に對する愛一層濃かとなるなり。妻の夫に對する愛も亦然り。夫の妻に對する壓制も、

無理も、又、妻の夫に對する反抗も、無理なる注文も、畢竟、相互に十分の理解なきに依るものとなざる可らず。若し夫にして、妻が纏弱き身を以て、育児の任務、子女教育の任務を始め、家政の仕務、經濟の任務等の如き、多大の任務を負へるを理解し、之れに同情するときは、必ずや、壓制も無理も加ふるに由なかるべく、又、妻にして、夫の内外に負へる任務の重大なるを理解し、之れに同情するときは、反抗も、無法なる註文も爲すに由なきに至るべし。又、夫婦間に、時として主義主張の相反する爲め、其の和合を破ることあり。是とても、主張に對して相互に能く理解するときは、相互の理解に基ける同情より發する愛にありと謂はざる可らず。故に夫婦和合の基は、案外に其の解決を見出し得て、和合を完うすることを得べし。汽車中に於て、汚き衣服を纏ひたる老ひたる夫婦の農家らしきが、其の昇降に當り、互に扶けて過ちなからしめんとする其の至情と、至愛とを見るときは、實に無言の感に打たるゝを覺ゆるなり。夫婦も斯くありてこそ、眞に愛するものと謂ふべけれ。

破れたる夫婦の和合は、感情の融和、又は、理性の回復等に依りて元に復するの外、地方農家等にては、亡き父母、祖父母、又は、祖先に對し、申譯なしとの訓戒の下に、元との和合に復するもの少からずといふ。祖先の名に依りては、和く可らざる感情をも和げ、忍ぶ可らざる感情も忍びて、復び元の和合に返らしむる等、家族制度の徳性に及ぼす偉力實に大なりと謂ふべし。

次に一言すべきは、夫婦間に於ける日常の言動なり。其の言動は、子女に對し最も深刻なる感化影響を與ふるものなれば、慎みの上にも慎みを加へて、子女に惡感化惡影響を與ふる如き言動を避くる所あらざる可らず。

四 子女の結婚

家名を思ふものは、勢ひ次代の主婦となるべき其の子の嫁の選擇に對して、干涉せざるを得ざることとなるなり。固より其の父母と雖も、成るべく其の子の意に満足するものを娶り、其の子の喜ぶを見て共に喜ばんとするものなるも、時に家名を考へ、家名の維持發揚を思ふの餘り、其の子の喜びを失ふも、所謂「家名には代へ難し」との念を以て、其の子の選擇希望を斥くることとなるなり。是に於てか、斯かる父母が、其の婦を選択すると、何事も現實的な青年子女が、其の配偶を選択するとは、其の標準に於て相違生じ、意見の衝突を來すこと稀なりとせず。家族制度發達の極度に達し、之れに伴ふ父母の威力の強大なりし徳川幕府時代に於て、女子の結婚上、屢々悲劇の演せられしことは、稗史其の他に於て見る所なり。是れ家族制度反對者が、家族制度中、其の弊の最も大にして、且、悲惨の甚しきものなりとする所以なり。是れ、子婦の選擇上、父母の大に鑑むべき點にして、隨つて其の選擇を、絶對に父母の意思に依りて決定せんとするの非なると共に、子女の我儘勝手なる選擇に依る結婚をも排

せざるを得ず。婦の選擇が、一家將來の幸福繁榮に至大の影響を及ぼすこと、今日も昔も異なるなし。隨つて、結婚は大事の上にも大事を踏んて之れを定めざる可らず。即ち、其の婦を定むるに當りては、父母も、其の子の希望を尊重すると共に、其の子も、父母の意思を尊重し、多少自己の意思を犠牲に供するの覺悟と從順の德とを有せざる可らず。斯くて双方の意思を尊重し、之れに依りて其の選擇を決するとするも、縁組の決定は、媒介者を通して之れを爲すを可とす。此の媒介者を設くるは、其の決定に於て、意見を聞き参考と爲すのみならず、其の結婚を神聖ならしむる上に於て最も必要なり。されば、媒介者に依りて成立せし結婚は、他の自由結婚に比し、破鏡の嘆に遭遇するもの少しといふ。更に結婚の式は、最も神聖嚴肅に舉ぐるを要す。夫婦は精神的の結合なり。若し其の精神中、敬の心なくば、夫婦の和合は必ずしも期すべからず。而して其の敬の心を起さしむるものは、結婚式の嚴肅神聖なると否とに係ること大なり。結婚式を輕々に附せんとするものは、既に結婚其の物を軽んずるもの

と謂はざる可らず。斯くては敬の心の起らざるも無理からぬことにして、隨つて、其の和合の永續せざるも、其の筈なりと謂ふべし。

五 親子兩夫婦の同棲

凡そ人の他人に交り、社會に處して、圓滿に此の世を渡らんとせば、克己、自制、寛恕等の社交的德性を備ふると共に、處世の術にも習ふ所あらざるべからず。而して斯かる德行と處世法とは、家族の同棲に依りて、最も多く養はるゝものとす。然るに、近時個人思想とか、自由思想とか、又は、稀に生ずる一家の波瀾、若くは、悲劇を口にして、安りに父母又は祖父母と同棲するを排せんとするの傾向あり。是れ深く思を將來に馳せて、能く其の利害を考へざるに出づるものにして、畢竟一時の苟且偷安の心より生ずるものと謂はざるべからず。人の德性は、決して容易く養ひ得らるゝものに非ず。必ず心思の鍛錬琢磨に依らざるべからず。而して親子、又は、祖父母等との同棲は、右の德性を養ふに足るものなれば、其の同棲は、多少の苦あるにせよ、能く

此の苦を忍びて、始めて其の徳性をも養ひ得るものとす。されど、世の父母にして、時に不慈不仁のものあり。或は、境遇の大に異なるものあり。又は、經濟上其の他の事情の爲め、同棲を許さざるものあるときは、別居も亦止むを得ざる次第なり。斯くの如き場合は別とし、然らざる場合に於ては、自己の將來の利益を思ひ、多少の苦あるとも、忍びて同棲せざるべからず。世に數夫婦同棲の家庭ありて、互に睦まじく仲よく暮せるほど、麗はしきものなし。是れ互に相敬し、相愛し、互に恕し、互に忍び、互に制するに依りて、其の平和を保ち得るものとす。而して其の間に養はる徳性誠に多大なるものありと謂ふべし。

六 家庭に於て涵養せらるゝ子女の徳性

父母にして、其の子を愛せざるものなきと同時に、子にして、其の父母を慕はざるものなし。子の父母を慕ひ、父母の子を愛するは、各其の至情に發す。而して家庭は、至情を以て慕ふ子と、至情を以て愛する父母と同棲す。家庭を以て愛情の發源所とな

す其の理なきに非ず。故に若し、父母にして其の子を愛せず、子にして其の父母を愛慕せざるものあらば、其の家庭は眞の家庭に非ず。只、家庭の形を爲すのみ。家庭に於て、父母の命に背くときは、制裁立ろに至る。是に於てか、子女をして自然に國法命令に遵ふの精神を涵養す。又、家庭には、兄弟姉妹あり、常に敬と愛とを以て相接す。是に於てか、自ら長を尊み、且、之れに從順なるべきの徳性と、幼を愛憐し、衆を愛するの情とを養成す。家業を取るに當るや、其の難きものは互に相助け、重きものは互に力を合す。是に於てか、共同相助の精神を養ふ。家人と業を爲すに當り、己れ怠るときは、其の功程を減ずるを知る。是に於てか、共同一致の精神を發生す。又、共同作業に於て、秩序と規律の必要なるを感すると共に、秩序を貴び、現律を重んずるの精神を養成す。家人一人の行爲の正否は、延いて、一家各員の名譽ともなり、不名譽ともなる。之れに依りて、責任分擔の觀念を起し、制裁の必要を知り、名譽の念を生じ、自ら戒むるの志を發す。自己本位の主張は、爭論を惹き起し、一家の平和

を素すを知る。是に於てか、自制、寛容、隱忍等の性情を養成す。花園の花卉を摘み取るが爲めに、家人の樂みを奪ふを知る。之れに依りて公徳の必要を知る。此の外、他日社會の人とし、國民として世に立つに及び、之れに要する徳性にして、家庭に於て養はれるものなしと謂ふて可なり。而して是れ等の徳性は、父母、兄弟、姉妹の如き、他に比すべきものなき愛情、同情、親切等より發する温情に依りて涵養せらるるものなれば、其の感化の深刻なること、到底他人の下に於て養はるゝものゝ比にあらず。是に於てか、再び「公民を作るは國に非ずして家族なり」との言を繰り返さざるを得ず。然るに從來、殊に、維所前の家庭に於て、養はれたる徳性は、多くは家の爲め、己れの爲めの範圍に止まりしもの多かりしかば、公徳の如き社會的道徳の發達は、比較的幼稚なるを免れざりしなり。是れ將來家庭教育の任に當るものゝ、特に注意を要すべき點なりとす。

第八節 家庭教育と家庭以外の教育との差異

子女教育上、家庭教育に比し、學校教育の完全にして、且、勝れたるを説くものあり。智識の教授、又は、理解力の養成に於ては、或は然らん。又、德育に於ても、家庭の素れたる處に於ては、學校教育の勝れたるものあらん。されど、若し其の家庭にして、上來述べし如く、諸德涵養の發源所たるの資格を備ふるものならんには、此の世に又となき親切と、同情と、行き届ける注意とを有する父母の教育が、德育上、學校教育の企て及ぶ所にあらざるは明らかなり。先づ試に思へ。父母教師共に同一の人格を備ふるものなりとするも、教師の生徒に對する愛情は、父母の子女に對する愛情の厚きに比すべくもあらず。愛情薄きものの感化は、愛情の深きものゝ感化に及ばざるや言を俟たず。家庭教育の缺點短所と云ふは、家庭の紊亂を觀ての言なり。豈に至愛の父母に依りて施さるゝ家庭教育が、他人に依りて施さるゝ學校教育に及ばざるの理あらんや。

只父母にして、其の子に教育を施すの資格なきか、又、他に、止ひなき事情ある場合は、子女の教育監督を、他人に托するの止むを得ざることもあるべし。之れに關して思ひ起さるゝは、寄宿舎生活なり。其の子の將來をも慮らず、濫りに其の子女を寄宿舎に托するもの往々にして之れ有り。寄宿舎生活に依りて、往復の途上に於ける危険は、或は防止し得ん。又、學課習得の上に多少の便を得ん。されど、寄宿舎生活に於て、養はるべき德性を觀るに、僅に朋友に對する社會的道德の一部に止まり、上下に對する德性の涵養に至りては、言ふべくして其の實行期し難きものし如し。而も、學友に接して生ずる友愛親切の情は、愛情ある兄弟に接して發する眞の友愛親切の情に若かざるなり。又、學友間に行はるゝ制裁の如きも、多くは自己本位にして、兄弟間に行はるゝ制裁の如く、互に將來の幸福を思ひて、發する好意の制裁に非ざるなり。是に於てか、寄宿舎生活に於て養はるゝ德性の中には、往々にして虚偽の德性あるを見、且、冷血に陥るの弊なしとせず。殊に、寄宿舎生活を營みしものに、男女を問はず、忍耐、從順の性を缺ぐもの多きは、其の弊の最も大なるものなるべし。是れ家庭にありては、父母を本位とし、尊卑長幼の差頗る嚴にして、且、其の作業複雑なる等に依り、交る所爲す所常に堅忍と從順の徳を養ふの機會多きに反し、寄宿舎生活は、自己本位にして、且、其の交る所殆んど對等にして、而も、日常の作業の單純なる爲め、忍耐、從順の徳を養ふ機會少きに因るものなりと謂はざる可らず。多年女子教育の任に在りし某教育家の談なりといふに、女子の寄宿舎程、外見整ひて、内部の「ダラシ」なきものなしど。以て寄宿生活の、弊害の少からざるの一端を窺ふに足るべし。况んや寄宿舎に於ては、一家團樂食卓を圖みて、嚴肅の裡にも和氣ある食事を爲し、其の間に自ら養はるゝ徳性の如きは、到底望む可からざるなり。

次に將來國家的國民を作らんとせば、青年期に於て、通俗と國粹とを基礎とする教育を施さざる可らず。而して、之れを施すに最も適したるは家庭なり。斯くの如く家庭は、子女將來の爲め、絶好の教育場所たりと雖も、今日の多くの家庭に於て見る如

き、何等の信條なく、何等の精神なきものに於ては、反つて其の子女の徳性を傷くること少からざるべし。是に於てか、家庭改造の必要起るなり。而して家庭の良否は、云ふ迄もなく、其の家長たり、父母たるものゝ行ひ如何に依るなり。然らば家長たり、父母たるものは、如何にして其の家庭を治むべきか。蓋し其の方法一にして足らざるべしと雖も、其の家長たり父兄たるものは、能く時代の趨く所を察して、其の家人たる子弟たるものをして、時代に順應せしむる様導くのみならず。更に、祖先を敬し、家名を重んずるの精神を以つて、己れを修め、之れに依りて、家人子弟を導くを以て、最も可なりと信す。

第九節 家族制度と經濟組織

我が家族制度が、國民の精神上、及徳性上に齎らす利益叙上の如くなるが、更に、此の制度の經濟上に及ぼす影響に就いても、亦、既に述べし如く、祖先を思ひ、家名を

思ふの念は、發して家人の發奮努力となり、一身一家の經濟を進め、併せて國家社會の富源を助くること大なるものあり。されど、此に一見兩立を許さざるものゝ如き感あるは、家族制度と、近世の經濟組織との關係なりとす。即ち、現今の經濟組織は、經濟單位を一家に求めずして、個人若くは個人の集團に求む。随つて、人々をして、自己生活の根據と、富を作るの地とを、一家に求めしめずして、苟くも利の在る所は、國の内外を問はず、洋の東西を論せず、恰かも蟻の甘きに就く如く、人々を驅つて之れに走らしむるなり。即ち、農村に於ても、農業用の器械器具の改良發達と、科學の進歩とに依り、人の労力を省き得る今日に於て、其の家庭、又は、地方に必要ならざる労力を養ひ置くは、双方の不利不經濟なるを以て、双方の利益上、移住をして止むなきに至らしむることあり。是れ等の爲め、漸く一家の離散を招き、終に、父子尚ほ同居を難からしむに至る。現に地方青年にして、獨立自營の天地を求め、滔々として父兄の家を辭し、都會其の他の地に移住するものあるが如きは、其の例證なりとす。

斯くの如くして、一家を離散せしむるは、經濟上、生活上、必然の勢なりと謂はざる可らず。而して世には、斯かる趨勢を見て、是れ家族制度の崩壊を示すものなりと爲すものあり。されど一面より觀察するときは、反つて家名發揚といふ家族制度の精神より發する努力奮起の結果なりと認むることを得べし。即ち、近江商人成功の一因として、既に說きしものと同一の精神に出づるもの少からざるべし。思ふに、青年の雄飛發展を促すには、單に、一身の將來の利害を説きて之れを刺戟するよりも、更に、祖先及家名を以て激励する方、一層効果あるものゝ如し。是に於て、國民の發展も、亦、家族制度の精神に負ふ所大なるものありと謂ふを得べし。

次に、家族制度と、生産及消費經濟との關係に就いて觀察するに、労力の剩れる家族に於て、多數同居の不利不經濟なるは前に述べし所の如し。然るに、若し労力不足して、他より労力を購はざる可らずとすれば、家人を使用するの利に若かざるなり。今日農家に於て、壯丁一人を使役するに、雇人を以てすると、弟を以てすると、其の

功程に於て、二割の差あるのみならず、其の出來上りたる仕事に於て、精粗優劣の差の甚しきものありと。蓋し家を思ひ、兄を思ふて、作業を爲す弟と、只金の爲めに働く雇人との間に、斯かる差異のあるは決して恠むに足らざるなり。斯かる差異は、都會に於ける小工業家の使用する職人と、家人との間に於ても亦等しく發見するを得べし。是に於て、生産上に於ても、家族の共同作業は、他人の共同作業よりも有利なるものと謂ふべし。

消費經濟に於て、共同生活の有利なるは、共同消費組織の益々發達するに徴して明かなり、「五人の共同生活は困難なるも、十人の共同生活は容易なり」との我が國の古諺は、共同生活の利を言へるものとす。而して諸物價の高き都會地に於ては、生活上、農村より一層家族共同生活の必要なるを認むるなるべし。されば、共同生活は、都鄙を通じ、刻下最も必要に迫れる消費組織にして、隨つて家族制度が、消費經濟に有利なるは多言を俟たずして明かなるべし。

第十節 家族制度と現代思想

家族制度と、兩立を許さざる如き觀ある他の一は、自覺に基く自由思想の發達是れなり。今日の如き自由思想の發達せる青年男女に對し、極端なる父母權を以て之れに臨むは、蓋し青年男女の堪ふる所にあらざるべし。更に、壓制酷使を極むる舅姑に仕ふる子婦の如きは、一日と雖も其の居に堪ふる能はざるべし。此の點に關しては、既に前にも一言せし如く、世の父母たり、舅姑たるものは、時代の變遷と、人々の思想の變化とを認めて、其の子女、又は、子婦に對する態度を一變せざる可らず。若し古き時代に於ける精神を以て、其の子女、又は、子婦に臨むことあらんか、家族制度を破壊するの罪は、現代の子女子婦に非ずして、古き父母舅姑にありと謂はざる可らず。

家族制度の最も發達せし時代に於ても、子に孝道を説くと共に、父母に慈愛の道を説き、子婦に従順の德を教ふると共に、舅姑に愛憐の情を以て臨むべきを説きたり。父、父たり、子子たり、舅姑舅姑たり、子婦子婦たるの道を盡して、焉んど自由思想を妨ぐることあらん。斯くの如くして、尙ほ子女たり、子婦たるもののが、父母舅姑と同居を厭ひ、自由を叫ぶものならば、是れ子女たり、子婦たるものゝ我が儘なり。放縱なり。斯かる子女子婦は、家を去つて他の社會に入るも、等しく社會に容れられざるなり。之れを要するに、今日家庭に於て戒むべきは、子女及子婦に對し、合理なる自由を與ふると共に、各人の人格を認むるにあり。是れ今日の家庭に於て、改めざる可らざる一大急務なりとす。是れを改めたりとて、決して家族制度の滅亡するものにあらず、寧ろ家族制度の發達なりと信ず。若し夫れ極端なる個人主義に至りては、國家主義の下に於ける我が國民としては、其の是非を論するの要なかるべし。此の極端なる個人主義を埒外とせば、家族制度の精神と現代思想とは、嘗て抵觸するを發見する能はざるなり。

第十一節 結論

以上の如く、我が國の家族制度の精神及形式は、國家の上にも、個人の上にも、等しく採用して大なる効果を有するのみならず、國體の維持擁護と、家族制度の精神とは、全然其の觀念を一にせることは、既に述べ所によりて明かなり。故に國體の維持擁護は言ふ迄もなく、苟くも、國民の精神的向上を冀ひ、物質的發展を期せんとするものは、益々家族的精神を維持培养し、右の向上發展の基礎を此に求むる所なかるべからず。然りと雖も、現代の思想なり、經濟上の組織よりして、或は形式に於て改廢すべきものあり、又、家族制度に伴ふて生せし父母舅姑の厭制の如きは、之れを斥けて、時代に適應する様力めざる可ざるは勿論なり。凡そ物には、一利一害の件ふを常とす。而して利多く害少きは之れを取り、利少く害多きは之を捨つるのみ。今我が家族制度を觀るに、其の利の多くして害少きは、既に述べたる所に依りて明かなる

べし。然るに世には、家族制度に伴ふ小害を觀て、其の大利を棄てんとするものあり、誠に思はざるの甚しきものといふべし。思ふに國民道徳の發達は、決して焼付的に外來の思想道徳を以て、養成し得べきものに非ず、國民の心根に鍛へ付けられたる傳來の道徳を基礎とし、之れを助長し、之れを發達せしめて、始めて完全なる國民道徳を樹立することを得べし。而して其の基礎は、我が家族制度の精神を措きて、復た他に非ずと信ず。

將來の農家餘論

終

大正八年八月十九日印刷

將來の農家餘論
定價金圓八拾錢
郵稅不要

大正八年八月廿二日發行

著者道家

東京市牛込區揚場町二十一番地ノ二

發行者三浦彦太郎

東京市京橋區日吉町十番地

印刷者渡邊爲

東京市京橋區日吉町十番地

印刷所民友社

藏

不許
複製

發行所 東京市牛込區
揚場町二二ノ二 產業組合中央會

振替口座東京四七二四番

380
4

終